

・・・ 食品の表示 ・・・

加工食品などの原材料の産地はどうか？

生鮮食品と一部の加工食品あるいは原料原産地にだけに産地表示が義務付けられていましたが、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく品質表示基準の改正(平成16年9月改正)により、生鮮食品に近い加工食品にも原料原産地の表示が義務づけられました。そして、2年間の移行期間を過ぎた平成18年10月1日から製造される食品に完全実施されます。

原料原産地表示を要する加工食品の拡大・・・8品目から20食品群+4品目に

\* 品目ごとに義務づけられているもの

品目ごとに定められた主な原材料の原産地を表示

①農産物漬物 ②野菜冷凍食品 ③かつお削りぶし ④うなぎ加工品

\* 品目横断的な規定で新たに表示が義務づけられた20食品群

加工食品品質表示基準の改正により、新たに原料原産地表示が義務付けられたもの

農産物 ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 ②塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 ③ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん ④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの ⑤緑茶 ⑥もち ⑦いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類 ⑧こんにゃく

畜産物 ⑨調味した食肉 ⑩ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 ⑪表面をあぶった食肉 ⑫フライ種として衣をつけた食肉 ⑬合挽肉その他異種混合した食肉

水産物 ⑭素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及び昆布、干しのり、焼きのりその他干した海藻類 ⑮塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 ⑯調味した魚介類及び海藻類 ⑰ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 ⑱表面をあぶった魚介類 ⑲フライ種として衣をつけた魚介類その他 ⑳④又は⑬にあげるものの他、生鮮食品を異種混合したもの

上記のように加工度が低い加工食品（20食品群と4品目）については、原料原産地の記載が必要のほかに、一般消費者に販売する加工食品のうち、容器包装されたものには、(1)名称、(2)原材料名、(3)内容量、(4)賞味期限（消費期限）、(5)保存方法、(6)製造者を記載します。更に輸入品には、加えて原産国名の記載が必要です。必要な表示項目は、原則として、枠で囲み（一括表示）事項名順に記載します。個別に品質表示基準のある51品目については、このほかに必要な表示等が規定されているなど、ご存知だったでしょうか。